

## \* 調停される「帝国の視点」

——双方向性のなかで人種概念を見直す

井野瀬久美恵

この地上の征服とはなんだ？ たいていの場合、それは、私たちとは肌の色が違ったり、私たちよりも多少鼻の平たい人びとからの略奪を意味しており、よくよく考えるとあまり気持ちのよいものではない。それを埋め合わせてくれるのは理念だけだ。それを背後から支える理念。感傷的なみせかけではなく、一つの理念イデオロギ。その理念への私心のない信奉——うやうやしくおしたてまつり、犠牲を捧げることのできるようなもの。

ジョセフ・コンラッド『闇の奥』（二八九九年）

### 1 「帝国の視点」——問題の所在

亡くなる二カ月ほど前、エドワード・サイードは、アラブ世界に注ぐアメリカのまなざしが「現地の視点」とまったく矛盾しており、現実を何も見ていないことを批判するエッセイ「帝国の視点 (imperial perspective)」を書いた。その冒頭、彼は、近代帝国というものが軍事力によって束ねられていたわけではないとして、こう問いかける。いわく、イギリスが広大なインドをわずか数千人の官僚、数千人の兵士で統治できたのはなぜか——。それを解く鍵を「帝国の視点」に認めたサイードは、それをこう説明している。

それ〔帝国の視点〕は、遠く離れた見知らぬ土地の現実を自分たちのまなざしに従属させ、その地の歴史を自分たちの観点から構成し、その住民たちを臣民とみなし、その運命は、彼ら自らが決定するのではなく、遠くの行政官たちが彼らにふさわしいと思うことで決まる、という見方である。このような勝手な見方のもとに、具体的な思想が発達する。たとえば、帝国主義は善意にもとづくものであり、必要なものなのだ、という説のように<sup>1)</sup>。

こうした「帝国の視点」を何よりも雄弁に物語るとしてサイードが引用したもの——それが、本論冒頭に掲げたコシラッドの小説、『闇の奥』の一節であった。ここには、帝国なるものが、軍事力以上に、文化や理念による調停（ないしは交渉）に支えられたプロジェクトであることが端的に示されている。と同時に、形質上の差異、それも、肌の色や鼻の形へのきわめて恣意的なまなざしにもとづいてヨーロッパが練り上げた考え方、すなわち人種概念が、このプロジェクトの口実となるとともに、このプロジェクトによって正当性を確保していたことも示唆されている。

サイードによれば、この「帝国の視点」は、帝国に協力するしかないという「誤った考え」を抱く植民地化された人びとにも、しばらくのあいだ共有されていた。しかしながら、「帝国の視点と現地の視点は必然的に対立」するもので、やがて両者は決裂し、全面的な独立戦争へと発展していくことになった。サイードは、この二つの視点の対立を現代世界に認めていわく、アメリカは、お気に入りのアラブ世界のリーダーたちが「われわれの」やり方で動いてくれるのは、彼らがアメリカと共通の原則によって動かされているためだと思ひこんでいる。この見方こそが、現地を無視し、近視眼的で傲慢な「帝国の視点」にほかならない、と。

サイードがいうように、「帝国の視点」に「現地の現実」が見えていなかったとすれば、この視点に依拠して植民地支配を試みた支配者たちの「現実」を読み直すためには、二つの視点の關係性を問い直す必要がある。それは逆に、植民地化によって、肌の色や鼻の形に注がれたヨーロッパの特殊な視線を受容した（受容せざるをえなかった）現地の人びとが、「現地の視点」に「帝国の視点」をどのように接ぎ木したのかを再考することでもあろう。たとえば、アメリカに追従している（かにみえる）現代アラブ世界のリーダーたち、そしてかつて大英帝国の支配下にあったイン

ドのマハラジャやアフリカ人首長たちが示した「恭順」あるいは「追従」は、「帝国の視点」に絡めとられたものでしかなかったのだろうか。「現地人の協力なくしてヨーロッパ人の征服も支配もありえなかった」というロナルド・ロビンソンは、こう述べている。「当初より、ヨーロッパ人による帝国支配は現地人の抵抗を受けつづけてきた。それゆえに、抵抗を回避するか抑えつけるか、いずれにしても、たえず現地人による調停を必要としたのである」(Robinson 1972: 118-20)。

本章で試みたいのは、大英帝国という空間を対象に、植民地化する側とされる側との調停あるいは交渉の場、そこでの主体性のありか注目しながら、「帝国の視点」と「現地の視点」の関係性を見直すことである。サイードが「帝国の視点」の背後に認めたオリエンタリズムの言説、すなわち植民地言説 (colonial discourse) については、近年それがたして西洋の、そして欧米近代帝国の独占物だったかを再検証する研究が重ねられてくる (Sardar 1999; Codell and Macleod 1998; Ballantyne 2002)。そのなかで強調されているのは、植民地化する側／される側のボーダーラインがけっして固定的なものではなく、きわめて流動的だったことなのである。

以下、まずは植民地主義とヨーロッパ人種概念の関連を扱った第四部の三つの論文を見直した後、植民地化する側／される側のボーダーにおける「帝国の視点」と「現地の視点」との交渉、すなわち植民地支配が持ち込んだ人種概念の受容にどのような再考が可能なのかについて、近年の研究を紹介しながら考えていくことにしたい。

## 2 人種概念の内面化とアイデンティティの再構築——人種化の方向性

第四部の三論文に共通する論点は、ヨーロッパから科学的概念としての人種 (竹沢の総論にいう大文字の Race) を導入することによって、植民地化された社会がそれまでの諸関係を変化させ、小文字の race を再編成させていく際に何が起こったか、ということである。もちろん、単純な比較はできないし、すべきでないだろう。たとえば、チャンナ論文と栗本論文は、ともに啓蒙主義時代を経て一九世紀のうちに練り上げられていくヨーロッパの人種概念を問題

にしてはいるものの、植民地化の時間的なずれにより、対象とする時代は異なっている。すなわち、前者がインドの植民地化が進められた一九世紀を中心に前近代から近代への変化が問題とされているのに対して、後者では、アフリカの植民地化が本格化し、脱植民地化への動きもはじまる二〇世紀前半、および独立後の内戦のなかで社会の新たな「人種化」が進められた二〇世紀後半、つまり近代からポストモダンへの時代が対象なのである。

それでも、この二論文が扱う「人種化」の方向性は同じである。インドでも、ウガンダやスーダンでも、現地の社会関係の人種化には「黒」への否定的な評価がともない、植民地化以前に存在していた現地社会の差異が「白人」を志向する方向へと「人種化」されたのである。チャナン論文にいうイギリス植民地主義による「アフリヤ人」の構築とアフリヤ人神話の捏造、それを基盤とするカースト制度の成立しかり。栗本論文が扱ったフツとツチの対立関係の人種化（「ツチの白人化」）しかり。その意味で、ヨーロッパ人種概念の受容とは、もともと人種性を帯びていなかった、あるいは「白の優位、黒の劣位」がさほど明確ではなかった社会の諸関係が歪曲されることでもあった。

それに対して、松田論文が議論の俎上にあげるのは、一九世紀の人種概念とは異なる、ポストモダンにおける新しい人種主義である。しかもそれが議論され構築される「現場」は、インドを舞台とするチャナン論文とも、アフリカのポストモダンを射程に入れた栗本論文とも異なり、かつての宗主国、脱植民地化とともに旧植民地からの移民が大量に押し寄せたイギリスに置かれている。そのうえで、故郷から切り離された移民たちがヨーロッパの人種概念を加工することで、イギリスにおけるアイデンティティをいかに構築したかが問題とされる。言い換えれば、現代イギリスというインターフェイスにおける主体性は、一八世紀末以降、ヨーロッパの人種概念によって否定的なイメージを付与された「黒人（ブラック）」たちにある。

興味深いのは、「ブラック」を定義しないで「黒人であること（Blackness）」を創造し直すという、越境後の彼らのアイデンティティ戦略が、現在イギリス社会が直面するアイデンティティ・クライシス——言い換えれば「イギリス人であること（Britishness）」の危機のなかで発想され、構想されていることだ。それによって、人種がアイデンティティの問題と不可分に結びつけられるとともに、それがそれまでの「ブリティッシュネス」（「かつて植民地を支配し

ていた人びとのアイデンティティ)のありようや中身をも変えることが期待されているのである。

たとえば、「ブリテン再創造 (Re-inventing Britain)」と題するプロジェクトを率いるスチュワート・ホールは、つぎのようにその意図を語っている。「文化的な多様性とは、外からやってくるのではなく、ブリティッシュネスとかわりながらその内側で進行し、ブリティッシュネスそのものを変えていくことである。」<sup>(2)</sup>つまり、ホールらが再構築しようとする「ブリティッシュネス」は、それまで基本的に「白人」として想像されてきた「イギリス人」とは異なり、白人性をいっさい問わない。「ブラックである (Being Black)」ことは「イギリス人である (Being British)」ためのひとつの戦略なのであり、その主体はあくまで、多様性を抱える「ブラック」にあるのだ。

問題は、松田論文が前面に打ち出した「ブラック」(もつといえば非白人)の主体性が、脱植民地化ゆえに可能となつたのか、ということである。それは植民地時代には許されなかったことなのだろうか。ガンデーはかつてこう述べていた。「イギリス人がインドを占領したのではない。私たちがインドを彼らに差し出したのである。彼らが力づくでインドを占拠しているのではない。私たちがイギリスをひき留めているのである。」(ガンジー…二二)

今問わねばならないのは、植民地主義がどのような意味で植民地化する側とされる側との「共同作業」であつたかであり、そのインターフェイスで何が起こっていたか、である。それゆえに、インドのエリートがなぜヨーロッパの人種概念やアーリア人神話をすんなりと受け入れ、「人種化」——白の優位と黒の劣位——を通じた社会の再構築を許容したのかについては、その詳細とプロセスがもつと問われねばならないだろう。

### 3 主体性のありか

比較社会学者のT・K・ウーンメンは、本書序章とよく似た問題意識——人種に生物学的概念としての妥当性がなにもかかわらず、今なおそれがリアルなものとして意味をもちつづけているのはなぜなのか——を冒頭に掲げた論文で、インドにおける人種概念史を外観しながら、次のように問いかけている。カースト制度はどこまで植民地化の

産物といえるのか。それはどの程度、人種に対する現地の考え方（竹沢論文のいう小文字の race）と無関係だったのか。<sup>③</sup> ウーンメンは、チャンナ論文とは異なり、ヨーロッパの植民地主義は人種にもとづくカースト（racial-cum-caste）という制度を創造したのではなく、支配を円滑に確立すべく、現地社会に存在する差異を再解釈したといった方が正確だろうと結論している。人種とはあくまで、実態ではなく、認知の問題だというのである。<sup>④</sup>

彼の主張は、植民地主義は人種を意識化した、すなわち、植民地支配にあたって、イギリスの支配者は、現地社会のありようを自分たちの眼に見えやすくすべく、人種によって現地の差異を再解釈したと言い換えてもいいだろう。重要なことは、ウーンメンが、そしてチャンナ、栗本両論文もまた、この再解釈を植民地支配する側とされる側との共同作業と捉えていることである。問題は、その「共同性」がどのようなものであったか、だ。

すでに一九七〇年代初め、南アフリカの人類学者ベルナル・マグバネは、これまでの植民地史が、アフリカにおけるヨーロッパ人の生活や文化に起こった文化変容、あるいは彼ら「ヨーロッパ人のアフリカ化」の問題をまったく無視してきたことを強く非難していた（Magubane 1971: 419-45）。テレンス・レンジャーもまた、植民地時代、アフリカにおける社会的、文化的な伝統が、自分たちの利になるように、ヨーロッパ人とアフリカ人の双方によって創造され、操作されたことを明らかにしている（レンジャー一九九二）。

植民地化にともなう現地の社会的、文化的な変化を単なる「西洋化の産物」とすることに意義を申し立て、植民地化のプロセスにアフリカ人の主体性を主張するこうした研究は、一九九〇年代、植民地主義を文化的な営みとして捉えようとするポストコロニアリズム研究の進展、とりわけ、サイドのオリエンタリズム論とそれに対する批判とともに、新たな展開が与えられてきた。そのなかで、植民地主義を首尾一貫した一枚岩的なプロセスとみなすイメージは解体され、「植民者／被植民者」のように従来二項対立的に語られてきた存在が再考されて、植民地主義のなかの複雑な交渉が関心を集めるようになった。それはもちろん、「アフリカにも、主体性が存在した」というのではない。それまでの植民地史研究では看過され、誤解されてきた「主体性」の問題に光を当て、その中身、そして多様なアクターによる複雑な関係性を問い直すことを意味する。

こうした作業で目立つのは、ネイション形成という現実問題とあいまって、植民地化された過去をもつ社会からの発言であるが、それを植民地支配者側から問い直し、支配の現場で人種概念の果たした役割に否定的な見解を示したのが、デイヴィッド・キャナダインである。キャナダインは、サイードの『オリエンタリズム』への批判として執筆した『オーナメンタリズム』（二〇〇一年）のなかで次のように述べている。植民地の支配にあたったイギリス人行政官は、間接統治のエージェントである現地人支配者と接する際、本国イギリスの社会に倣って、現地社会を階層化されたものとして想像し、「人種」ではなく「階級」という差異に注目した。彼らは大英帝国という空間を階級のアナロジーで捉え、帝国をイギリス社会のレプリカ（あるいはその延長線上に位置するもの）として、多様なながらも階層化された均質空間として理解していた。そのなかで、植民地のイギリス人エリートと現地人エリートは、自治領や間接統治、直轄領といった統治形態の違いとは関係なく、階級の類似性や親和性にもとづく親近感を共有していた。叙勲制度や謁見といった榮譽や儀礼にまつわる目に見えるオリエンタリズム装飾主義を本国と植民地の支配層が共有することで、統治にかかわったイギリス人行政官は、植民地では階級こそが重要であり、人種概念はさほど重要ではなかったとの確信を抱いたのである（Cannadine 2001）。

帝国の階層と国内の階層との相互補完的な関係に着目し、帝国を「全体として一貫したひとつの相互的システム」とみなすキャナダインがこだわったのは、植民地支配のインターフェイスを彩る人びと——すなわち、植民地支配する側、される側双方における社会の上層部、もしくはエリートに属する人びと——であり、そこに彼は、帝国構造の双方向性、人種横断的な親しみを強調するのである。もともと、キャナダイン自身が触れているように、現地人エリートの共感に限定的なものならざるをえなかった。サイードのいう「現地の視点」と「帝国の視点」との対立がここにある。それゆえに、オリエンタリズムのような一方的な押しつけではなく、本国—植民地間における双方向性をオーナメンタリズムのなかに主張しようとする試みながらも、けっきょくキャナダインが明らかにしたのは、「帝国の視点」に貫かれたイギリス人行政官の帝国観でしかなかったのである。

では、この視点にとらわれず、双方向のシステムとして帝国を見直し、ヨーロッパの人種概念を再考するにはどう

すればいいのだろうか。

#### 4 シティズンシップと人種

帝国における階級と人種の問題は、近年、帝国史の見直しのなかで強い関心を集めているテーマのひとつである。そこでは、本国イギリスが植民地に何をしたかに注目した先のキャナダインやニオール・ファーガスンらの帝国分析 (Ferguson 2002; 2003) とは逆方向のベクトル、すなわち、本国イギリスの政治や「イギリス人 (British)」というネイションの創造に植民地の出来事が与えた影響に着目し、国内史と帝国史との新たな関係性を問おうとするいくつかの研究が目をはひく。たとえばそのひとつ、キャサリン・ホルルの著作は、一九世紀、イギリス人というネイション創造の核心に帝国の存在があったこと、逆にいえば、帝国の存在こそが「イギリス人」というアイデンティティ、ネイション、そしてシティズンとしての意識を創り出したことを主張するものである (Hall 2002; 2000: 179-233)。

一九世紀半ば、ヴィクトリア朝イギリスの人びとは、自分たちこそが帝国の中心にいと想像するとともに、自分たちと植民地の現地人の間に確固たる境界線を引き、自らを「文明化する存在」と規定した、とホルルはいう。とりわけ彼女が注目するのは、一八六七年の第二次選挙法改正と同時期に起こった植民地の出来事との関係である。

選挙権はシティズンのメルクマールだが、ホールは、その意味合いが、一八三二年の第一次改正と六七年の第二次改正で大きく変質したと指摘する。すなわち、最初の選挙法改正に関しては、シティズンか否かの境界線は財産権に——たとえばバラ (選挙区となる都市や自治区) では年価値一〇ポンド以上の家屋や倉庫等を有する戸主、というように——置かれていた。そして、この選挙法改正で選挙権を得た人びとが、自らをミドルクラスとして定義することに、ヴィクトリア朝ミドルクラスが構築されてくるのである (ミドルクラスが選挙権を求めたわけではないことに留意されたい)。

ところが、一九世紀後半、選挙権を都市の労働者に拡大するに際しては、もはや財産の規模にシティズンか否かの



境界線を求めることはできなくなった。それゆえに、シテイズンか否かの境界線は、別のものに——すなわち、その人物の「徳 (virtue)」へと移行したのである。では、シテイズンとして認められる「徳」とは何なのか。具体的には、労働者のどこまでになれば、選挙権を与えることでシテイズンとなることが期待できるのか。ここに「人種」の問題が絡みついてくる。

ホールが注目したのは、第二次選挙法改正前後の時代、植民地、ならびに（かつて植民地だった）アメリカで起こった四つの出来事——ジャマイカ、モラント湾の反乱、アイルランドの武闘過激派フィニアンの暴力、カナダの自治領化、そしてアメリカの南北戦争である。彼女は、これら、従来イギリスにおける選挙法改正とはまったく無関係だと思われてきた国外の出来事を、選挙権付与にふさわしいか否かの境界線となるシテイズンの「徳」の中身を確定するプロセスと結びつけて再考したのである (Hall 2000: 179-192)。それは、それまで国内の自生的な動きと考えられてきた選挙法改正、つまりはシテイズンに求められる「包含と排除」の論理を、階級ではなく、別のカテゴリーと関連づけようとする作業であり、そこでは人種とジェンダーの存在が次のように指摘される。

モラント湾の反乱（一八六五年五月）については、数人の白人殺害に対する報復として黒人の虐殺を命じた総督エドワード・エアをめぐる、イギリス国内の世論はまっぴらに分かれた。結局、クレオール議員の存在に脅威を感じた白人プランターは、二世紀近い歴史をもつジャマイカ議會を解散し、本国政府が提案した直轄植民地への移管を受け入れる。こうして自ら議會に幕引きして自治を放棄したジャマイカと、同年自治領化を許されたカナダ連邦との差は次のように語られている。いわく、カナダは「イギリス化」が可能だが、ジャマイカはこのまま放置すれば「黒人化」するしかない。それゆえに、イギリスのリベラルのスタンダードをジャマイカに当てはめることはできないのだ、と (Hall 2000: 222-33)。もちろん、解放奴隷に選挙権は認められなかった。

その一方で、やはり第二次選挙法改正成立前後の時代、南北戦争が終わった一八六五年から六七七年にかけて、アイルランドで大規模な反乱を計画していたフィニアンの暴力性が、ジャマイカ同様、いやジャマイカ以上に懸念されたにもかかわらず、アイルランド人については、イギリス人労働者とはほぼ同じ条件で選挙権の付与が認められたのであ

る。人種的にアングロ・サクソンより劣ると理解されていたケルトだが、連合王国という枠組みでは、アングロ・サクソン同様、ケルト系のアイルランド人も「白人」とみなされたからだ。もうひとつ、第二次選挙法改正運動においては、シテイズンシップが「男性らしさ」の言説——たとえば、妻と子どもを守ることでできる父親——で語られたことにより、女性もまた、選挙権から排除されたことも看過できない。

一言でいってしまえば、一八六七年の第二次選挙法改正は、非白人、非労働者（＝解放奴隸）、そして女性を選挙権から排除することで、シテイズンを「白人男性化」したといえる。一八世紀末に高揚した奴隷制度反対運動を経て、一九世紀半ばまでに、ヴィクトリア朝の人びとは肌の色の違いに敏感になったというダグラス・ロリマーの見解と重ねれば、シテイズンか否かを決める境界が「人種化」されたことはきわめて重要である (Lorimer 1978: 11-20)。それはまさしく、イギリス国内における「階級の人種化」であった。同じ頃、イギリスの労働者が非白人化されて表現されたことはよく知られている。それゆえに、宣教師らの伝道活動に惜しみない募金をしたミドルクラスらは、「最暗黒のアフリカ」をすぐさま、「最暗黒のロンドン」と結びつけ、植民地はもとより、国内ミッドジョンにも援助を惜しまなかったのである (Thorne 2000)。

こうしたことが物語るのは、植民地に「特殊な」人種概念を押しつけたとされるイギリス人にとっても、人種概念は、さほど確たるものでも安定したものでもなかったということだろう。むしろ、植民地の出来事が「人種」という差異やその「包含と排除」の境界を揺さぶるたびに、「人種」をめぐる言説や考え方は、階級やジェンダーという他の差異のカテゴリーと絡みあいながら、国内の階級概念や社会関係に再編を迫ったと捉えた方がいいだろう。文字どおり、本<sup>メトロポリス</sup>国は、植民地との関わりで創られたのである。なるほど、インドやアフリカの社会がヨーロッパの人種概念によって「人種化」され、社会関係を変質させたというのが、第IV部三論文の共通理解であった。しかしながら、その同じ概念が、イギリスの社会や国民のあり方を左右していたこともまた事実なのである。

その意味で、先述したスチュワート・ホールらが主張する、ブラックであることを通じた「ブリテン再創造」は、脱植民地化の産物というよりは、帝国だった過去のなかでくり返されてきた営みの反復と捉えた方がいいのかもしれない